

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 本庄歯科クリニック

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目3番3-102号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成17年 4月15日

(4) 設立登記年月日 平成17年 5月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	本庄歯科クリニック	5103827 183	神戸市中央区脇浜町1 丁目3番3-102号	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和07年06月25日 令和06年度決算の決定

令和07年08月01日 新規車両購入検討

令和07年10月01日 電話設備入替検討

様式 2

法人名 医療法人社団本庄歯科クリニック ※医療法人整理番号

所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目3番3-102号

財 産 目 録
(令和 8 年 4 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	105,893 千円
2. 負 債 額	28,740 千円
3. 純 資 産 額	79,153 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		32,840
B 固 定 資 産		73,053
C 資 産 合 計 (A + B)		105,893
D 負 債 合 計		28,740
E 純 資 産 (C - D)		77,153

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。		
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))	

様式 3 - 2

法人名	医療法人社団本庄歯科クリニック	※医療法人整理番号					
所在地	兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目3番3-102号						

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 4 月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	32,840	I 流 動 負 債	12,498
II 固 定 資 産	73,053	II 固 定 負 債	16,242
1 有 形 固 定 資 産	23,769		
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	28,740
3 そ の 他 の 資 産	49,284	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	0
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	67,153
		純 資 産 合 計	77,153
資 産 合 計	105,893	負債・純資産合計	105,893

様式 4-2

法人名 医療法人社団本庄歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目3番3-102号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 5月 1日 至 令和 7年 4月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	118,925
2 事業費用	119,372
本来業務事業利益	△ 447
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 447
II 事業外収益	1,222
III 事業外費用	305
経常利益	470
IV 特別利益	1,025
V 特別損失	0
税引前当期純利益	1,495
法人税等	542
当期純利益	953

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。
金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

※医療法人整理番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人名 医療法人社団本庄齒科クリニック
所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜町1丁目3番3-102号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団本庄歯科クリニック

理事長 本庄 健一 殿

私（注1）は、医療法人社団本庄歯科クリニックの令和7年会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月28日

医療法人社団本庄歯科クリニック

監事 本庄 すま子